

(仮称)DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

第 1 総括事項

- 1 環境影響評価の適切な実施のため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画及び工事計画をできる限り明らかにするとともに、事業及び工事の実施に伴う環境影響について、より一層の環境負荷の回避又は低減に努めるとともに、関係する諸計画及び法令との整合を図ること。
- 2 対象事業実施区域周辺には多くの住居が存在しており、本事業により発電機が大型化されるとともに、周辺にも複数の風力発電所が存在することから、本事業の実施に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影等による生活環境への影響が懸念される。
- 3 同区域及びその周辺においては、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があるとともに、猛禽類等の希少鳥類の主要な渡りのルートに含まれる可能性もあること等から、本事業の実施による動植物に対する影響も懸念される。
- 4 準備書では、最終的な建替え事業内容だけでなく、環境影響の低減・回避措置を踏まえた建替え事業決定の経緯も記載すること。
以上の諸課題を十分認識した上で、以下の個別事項を適切に講じること。

第 2 個別事項

1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) 適正な環境配慮の確保の実施を図り、地域の実情に応じた地域貢献のあり方を検討するなど、地域にとって受容性の高い事業計画の立案に努め、地域共生型の再生可能エネルギーを目指すこと。
- (2) ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること。また、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等からの意見や要望、苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。
なお、伊方町長からも、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう十分な配慮を求める意見が提出されていることから、誠実かつ確実に対応すること。
- (3) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ、又は「環境影響図書の公開について（改訂版）」（令和 4 年 6 月 30 日付け環政評発第 2206303 号）に基づき環境省のホームページで引き続き継続的に公開すること。
なお、公開に当たっては、無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう配慮するとともに、各種 OS やブラウザでの動作確認を十分に行い、より一層の利用者の利便性の向上を図ること。
- (4) 本事業は建替え事業であることから、既設風力発電所の設置前の状況又は設置後の現状の状況といったベースラインと比較して評価を行うなど、地域

住民の理解の促進を目指し、今後の手続きにおいて、できる限り分かり易い記載に努めること。また、建替えのメリットについても、根拠を示して住民に分かり易く説明すること。

2 大気質

工事の実施に伴う窒素酸化物及び粉じん等について、既設道路等を活用することや簡易評価で環境影響が少ないとして環境影響評価の項目として選定しないこととしているが、工事計画の熟度に応じて、環境影響評価の項目に選定するか否かについて検討することが重要である。工事計画の検討結果を踏まえて、必要に応じて環境影響評価の項目への追加の可否を再検討すること。

3 騒音及び超低周波音

- (1) 発電機の基数及び単機出力並びに配置によっては、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による周辺住居等への影響が異なる可能性があり、また、複数の発電機の稼働による複合影響も懸念されることから、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、これらの影響を確実に回避又は十分低減できる発電機の選定や配置を検討すること。

また、対象事業実施区域周辺には複数の風力発電所が稼働していることから、これらの発電所との複合影響についても、他事業者との情報共有を図りつつ、適切に調査、予測及び評価を行い、複合影響について回避又は低減できる発電機の選定や配置を検討すること。

- (2) 調査、予測及び評価は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）等に基づき実施することとしているが、環境影響評価手続中に国内外を問わず新たな手法等が確立された場合は、専門家の助言も得て、最新の知見に基づき調査、予測及び評価を実施すること。

4 水環境

計画地の下流域には取水地点が存在しており、工事の実施に伴う濁水の影響が懸念される。適切に調査、予測及び評価を行い、確実にこれらの影響を回避すること。

5 地形及び地質

対象事業実施区域周辺には多数の住居が存在しているとともに、複数の取水地点や水道施設が立地している。発電機の建設や搬入道路の拡幅等により土地改変が行われた場合、みずみちの変化や森林機能の低下による土砂流出や濁水の発生等による生活環境や動植物等への影響が強く懸念される。また、平成 30 年 7 月豪雨による災害発生の状況や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等も踏まえ、佐田岬半島の地形・地質の状況を勘案の上、土砂流出防止等、防災面からも適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。

6 風車の影

対象事業実施区域周辺には多数の住居等が存在し、風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず、人により気になることがあるので、発電機の配置等の検討に当たっては、風車の影の影響を確実に回避又は十分低減できるよう配慮し、検討経緯を含め、その結果を準備書に記載すること。

7 動植物及び生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は猛禽類及び希少鳥類等の渡りのルートに含まれる可能性があるため、専門家の意見を聴取して、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた発電機の機種選定及び配置を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があることから、発電機や工事用道路等の配置の検討に当たっては、専門家の意見を聴取して、土地改変等による動植物への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、確実に回避又は十分低減すること。
- (3) 典型性の注目種について、本事業が建替え事業であり、大きく改変する環境はほとんどないこと、既に既設の発電機が存在する生態系が成立していることを理由に調査しないこととしている。しかし、既設設備の撤去、既設設備よりはるかに大きい発電機の設置並びに既設道路の拡幅及びヤードの造成等が計画されていることを踏まえると、事業計画の熟度が高まった時点で再検討が必要である。

については、今後、必要に応じて専門家等へ意見聴取のうえ、工事計画を踏まえて典型性の注目種の調査の必要性について検討すること。

8 景観

- (1) 対象事業実施区域周辺には多数の住居等が存在し、新たに設置される発電機については既設の発電機と比べ大幅に大きくなることから、発電機の配置によっては、付近住民に対して圧迫感を与えるおそれがある。地形の状況や住居等の配置を踏まえ適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、周辺住居等からの眺望に重大な影響を及ぼさないよう、確実に影響を回避又は十分に低減できる発電機の選定や配置を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には、佐田岬半島宇和海県立自然公園が指定され、佐田岬半島の海蝕景観、典型的なリアス海岸、多島及び海崖からなる優れた海洋景観が形成されていることから、調査、予測及び評価に当たっては、地元自治体、地域住民及び地域づくり団体等の意見を十分に反映し、必要に応じて調査地点を追加する等適切に調査、予測及び評価すること。

9 人と自然との触れ合いの活動の場

伊方町は、「風車のまち」として、風車を「町を語るシンボルづくり」や「観光資源」等として、位置付けていることから、対象事業実施区域の周辺に存在する人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、地元自治体や

地域住民、地域づくり団体等に対して、丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。

10 廃棄物等

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物については、工事計画を十分に整理することにより、種類及び発生量を適切に予測し、可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。

(2) 残土

残土については、工事計画を十分に整理することにより、工事に伴い発生する土量を適切に予測し、可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。

11 文化財

対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、当該地域では、旧石器時代の遺跡等が発見される可能性が極めて高いので、事業実施前に遺跡等が発見された場合の対応等について、伊方町教育委員会及び愛媛県教育委員会等と事前協議を実施し、対応窓口を確認のうえ、遺跡等が発見された場合は、対応窓口と協力の上適切に対応すること。

12 その他

(1) 風力発電機の基数及び設置位置等具体的な事項が確定されていないため、環境影響評価に係る議論が深められないことから、早急に決定し、必ず準備書において明らかにすること。

また、環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

(2) 発電機が大型化するとともに、対象事業実施区域及びその周辺は脆弱な地盤であることを踏まえ、近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等に十分対応できる工事計画とし、具体的な工法等を準備書に記載すること。

(3) 既設の風力発電設備等の撤去工事については、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて、環境保全措置の検討を行うこと。

(4) 当該事業は、既設設備の建替え事業であることから、できる限り既設道路等の設備を活用するなどにより、土地改変等による環境影響を最小化するよう配慮すること。